

令和元年第3回定例会（12月議会）
予算及び付託議案審査関係資料

令和元年12月2日
総務部

【予算関係】

- 資料1 令和元年度12月補正予算に関する説明資料
(財政課)
- 資料2 県人会ネットワーク化推進事業に係る債務負担行為の設定について
(総務課)
- 資料3 ゴルフ場利用税交付金及び自動車取得税交付金の増額補正について
(税務課)
- 資料4 広報事業に係る債務負担行為の設定について
(広報広聴課)

【議案関係】

- 資料5 「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」について
(議案第200号)
(人事課)
- 資料6 「知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案」について
(議案第201号)
(人事課)
- 資料7 「県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案」について
(議案第199号)
(人事課)
- 資料8 「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」について (議案第203号)
(税務課)

資料 1 (予算関係)

令和元年 1 2 月 2 日
財 政 課

令和元年度 1 2 月 補正予算
に関する説明資料

(議案第 1 9 0 号)

令和元年度12月補正予算 主要な歳入増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 県 税			
2 地方消費税清算金			
3 地方譲与税			
4 地方特例交付金			
5 地方交付税			
6 交通安全対策 特別交付金			
7 分担金及び負担金			
8 使用料及び手数料	△ 4,000		土木管理手数料 △ 4,000 (96,242 → 92,242)
9 国庫支出金	1,587,908	地域医療介護総合確保事業費 1,543,966 (428,275 → 1,972,241)	
10 財産収入	20	地域医療介護総合確保基金利子収入 20 (444 → 464)	
11 寄附金			
12 繰入金	330,675	地域医療介護総合確保基金繰入金 330,675 (1,524,946 → 1,855,621)	
13 繰越金	769,107	前年度繰越金 769,107 (439,766 → 1,208,873)	
14 諸収入	22,039	学校保健・学校安全管理事業 22,000 (96,176 → 118,176)	
15 県債			
合 計	2,705,749	585,028,848→587,734,597	

令和元年度12月補正予算 主要な目的別増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 議 会 費	△ 10,652	職員給与費 888 (263,277 → 264,165)	職員報酬費 △ 11,540 (625,421 → 613,881)
2 総 務 費	△ 82,668		職員給与費 △ 83,016 (9,529,562 → 9,446,546)
3 民 生 費	2,369,305	地域医療介護総合確保基金積立金 2,315,969 (642,859 → 2,958,828) 職員給与費 50,842 (2,114,421 → 2,165,263)	
4 衛 生 費	457,548	地方独立行政法人秋田県立病院機構支援事業 319,875 (3,922,447 → 4,242,322) 難病等医療費助成事業 141,651 (1,199,371 → 1,341,022)	職員給与費 △ 20,476 (2,934,486 → 2,914,010)
5 労 働 費	△ 1,389		職員給与費 △ 1,389 (622,540 → 621,151)
6 農林水産業費	△ 14,622	C S F等緊急防疫対策事業 76,160 (0 → 76,160)	職員給与費 △ 90,782 (6,422,474 → 6,331,692)
7 商 工 費	7,388	本社機能等移転促進事業 21,991 (8,809 → 30,800)	職員給与費 △ 14,603 (2,110,855 → 2,096,252)
8 土 木 費	△ 63,331		職員給与費 △ 63,331 (4,132,062 → 4,068,731)
9 警 察 費	△ 1,670		職員給与費 △ 1,670 (20,201,346 → 20,199,676)
10 教 育 費	△ 220,160	学校保健・学校安全管理事業 22,000 (203,274 → 225,274)	職員給与費 △ 253,975 (87,005,792 → 86,751,817)
11 災 害 復 旧 費			
12 公 債 費			
13 諸 支 出 金	266,000	自動車取得税交付金 250,000 (530,000 → 780,000)	
14 予 備 費			
合 計	2,705,749	585,028,848 → 587,734,597	

令和元年度12月補正予算 主要な性質別増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 人 件 費	△ 491,320		知事部局等給与費 △ 233,157 (28,867,578 → 28,634,421) 教育委員会給与費 △ 254,000 (87,029,548 → 86,775,548) 警察本部給与費 △ 1,670 (20,207,694 → 20,206,024)
2 物 件 費	△ 1,055		財産管理費 △ 3,632 (537,404 → 533,772)
3 その他の 行政経費	扶 助 費	144,145	難病等医療費助成事業 141,651 (1,162,584 → 1,304,235)
	補 助 費 等	381,712	自動車取得税交付金 250,000 (530,000 → 780,000) CSF等緊急防疫対策事業 76,160 (0 → 76,160)
	積 立 金	2,315,969	地域医療介護総合確保基金積立金 2,315,969 (642,859 → 2,958,828)
	投資及び出資金		
	貸 付 金		
4 維 持 修 繕 費	4,894	財産管理費 4,894 (57,700 → 62,594)	
5 補 助 投 資 事 業 費	330,675	地方独立行政法人秋田県立病院機構支援事業 319,875 (130,264 → 450,139)	
6 単 独 投 資 事 業 費	20,729	本社機能等移転促進事業 21,991 (8,809 → 30,800)	
7 補 助 災 害 復 旧 事 業 費			
8 単 独 災 害 復 旧 事 業 費			
9 国 直 轄 事 業 負 担 金			
10 公 債 費			
11 繰 出 金			
合 計	2,705,749	585,028,848→587,734,597	

県人会ネットワーク化推進事業に係る債務負担行為の設定について

令和元年12月2日

総務課

1 目的

札幌市に設置した「あきた情報プラザ」を拠点に、北海道地区における県人会活動の活性化や相互交流の促進並びに秋田の情報発信を行う。

【施設の概要】

場 所：札幌市中央区大通西一丁目14-2 「桂和大通ビル50」地下1階

使用面積：69.37㎡（20.98坪）

機 能 等：県人会員等の交流スペース、物産展示・販売、観光情報の提供

運 営：秋田県人会北海道連合会へ委託

2 債務負担行為限度額	2,231千円	(⊖ 2,231千円)
内 訳		
(1) 入居施設使用料	2,112千円	
(2) 看板使用料（4箇所）	119千円	

3 債務負担行為を設定する理由

現在締結している賃貸借契約に基づき、契約期間満了の3か月前に当たる12月末日までに契約継続の意思表示を行う必要があるため。

(参考)

1 あきた情報プラザの運営委託先（秋田県人会北海道連合会）の概要

- ・発足： 昭和50年
- ・所属する道内県人会数： 9団体
- ・会員数： 約1,200人

2 あきた情報プラザ来場者数

年 度	来場者数 (人)
平成23年度	3,059
平成24年度	4,640
平成25年度	4,885
平成26年度	5,512
平成27年度	5,620
平成28年度	4,978
平成29年度	5,073
平成30年度	4,994

※ 平成23年7月6日開設

3 あきた情報プラザの令和元年度事業の主な内容

- 県人会組織の拠点としての活動（県人会組織の充実）
 - ・きりたんぼ会の開催などによる県人会員及び地域住民との交流の拡大
 - ・なまはげ衣装の道内県人会への貸出
 - ・県人会への入会者の確保（通年）
- 物産展、パネル展示等（情報発信）
 - ・札幌地下街での観光写真展（7/8～12、2/19～21）
 - ・「秋田ふるさとミニ物産展」の開催（7/17～20、11/27～30、2月）
 - ・来場者への県産品の提供や各種チラシ・パンフレットの配布（通年）
 - ・観光情報の提供（通年）
- 北海道地区における県との協働事業の実施
 - ・とまこまい港まつり（苫小牧市）における秋田県のPR（8/2～4）

ゴルフ場利用税交付金及び自動車取得税交付金の増額補正について

令和元年12月2日
税 務 課

1 都道府県税の市町村に対する交付金制度

地方税法の規定により、都道府県税のうち一部の税目については、税収の一定割合を市町村に交付する仕組みとなっている。

税目	交付基準	交付率
ゴルフ場利用税	ゴルフ場利用税の収入額	70.0%
自動車取得税	道路の延長及び面積	66.5%
県民税利子割等※	個人県民税の収入額	59.4%
地方消費税	人口及び従業者数	50.0%

※県民税配当割及び株式等譲渡所得割

2 12月補正が必要な税目の交付時期及び対象となる税収

交付月	ゴルフ場利用税	自動車取得税
8月	前年度3月～7月の税収	前年度3月分の精算額＋4月～7月の税収
12月	8月～11月の税収	8月～11月の税収
3月	12月～2月の税収	12月～2月の税収＋3月税収見込額

3 予算執行状況及び補正理由

(1) ゴルフ場利用税

(単位：千円)

交付月	8月	12月	3月	合計	当初予算額
交付(見込)額	33,666	66,775	13,017	113,458	98,000
予算残(見込)額	64,334	△2,441	△15,458	→ 16,000千円：補正額	

○決算見込額が当初予算額を上回った理由

利用者数の減少に伴い、減収傾向であるため、当初予算額についても同様に見込んだが、少雪の影響による春先の利用増により増収となったため。

(2) 自動車取得税

(単位：千円)

交付月	8月	12月	3月	合計	当初予算額
交付(見込)額	453,217	326,038	0	779,255	530,000
予算残(見込)額	76,783	△249,255	△249,255	→ 250,000千円：補正額	

○決算見込額が当初予算額を上回った理由

10月の消費税率の引上げにあわせた自動車の取得に係る税制改正により、9月までの自動車の取得は、一定程度抑制されると見込んだが、実際は、課税台数は減少したがエコカー減税の絞り込みにより、増収となったため。

〔 ※税制改正 9月まで：エコカー減税対象車の絞り込み
10月から：自動車税環境性能割の臨時的軽減 〕

広報事業に係る債務負担行為の設定について

令和元年12月2日

広報広聴課

1 事業の目的

県民に対し、第3期ふるさと秋田元気創造プランに基づく施策・事業等の情報を分かりやすく伝え、県民との情報共有を図るとともに、県政への参画と協働による取組を促すため、様々な媒体を活用した広報事業を実施する。

2 債務負担行為限度額 57,342千円
(Ⓢ5,013千円、⊖52,329千円)

内 訳

{	役務費	17,904千円
	委託料	39,438千円

(1) 全戸配布広報紙 35,997千円
県の施策等を詳しく紹介する県政特集を中心に、各種手続や催しに関する情報なども併せて発信する。

年6回発行(奇数月)、8ページ、414千部印刷・配布

(2) 新聞広報 5,478千円
県の施策等を取り上げた特集記事などを地元紙に掲載する。

年6回掲載(偶数月)、全5段(テレビ面)

(3) テレビ広報 13,750千円
県の施策と連動した地域の活性化を目指す取組などを紹介する。

年24回(月2回)放送、民放3局

(4) ラジオ広報 2,117千円
各種事業の取組や催しに関する情報などを紹介する。

年52回(週1回)放送、民放FM1局

3 債務負担行為を設定する理由

新年度当初から、各媒体を活用して広報を実施するためには、今年度中に受託者の決定や契約手続を行い、放送枠や掲載枠の確保、制作や編集等を行う必要があるため。

「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」について
（議案第200号）

令和元年12月2日
人 事 課

1 改正理由

人事委員会からの職員の給与に関する報告及び勧告を受け、県職員の給料月額、初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当の額を改定する等の必要がある。

2 改正内容

(1) 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第1条、第2条）

① 給料

若年層に重点をおいて引き上げる。（別表第1～別表第6）

※ 平均改定率 0.12%（行政職）

② 初任給調整手当

医師等に対する支給限度額を引き上げる。（第9条の2関係）

職 種	現 行	改正後	増 減
医師等	414,300円	414,800円	+500円

③ 期末・勤勉手当

年間支給月数を引き上げる。（第22条関係、詳細別紙）

職員の区分	現 行	改正後	増 減
一般の職員	4.25月	4.35月	+0.10月
再任用職員	2.25月	2.30月	+0.05月

④ 勤務一時間当たりの給与額

勤務一時間当たりの給与額の算定の基礎に寒冷地手当を含める。（第19条の2関係）

(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第3条～第6条）

① 給料

任期付研究員及び特定任期付職員に係る給料月額を引き上げる。

② 期末手当

任期付研究員及び特定任期付職員の年間支給月数を引き上げる。（詳細別紙）

現 行	改正後	増 減
3.20月	3.25月	+0.05月

3 施行期日

○ 公布の日

- ・ 給料、初任給調整手当〔平成31年4月1日適用〕
- ・ 期末・勤勉手当（令和元年度分）〔令和元年12月1日適用〕

○ 令和2年4月1日

- ・ 期末・勤勉手当（令和2年度以降分）
- ・ 勤務一時間当たりの給与額

期末・勤勉手当の改定（支給割合）について

一般の職員

		特定幹部職員（※）以外の職員			特定幹部職員		
		現行	改正後		現行	改正後	
			令和元年度	令和2年度以降		令和元年度	令和2年度以降
6月	期末	1.25	1.25	1.25	1.05	1.05	1.05
	勤勉	0.875	0.875	0.925 【0.05】	1.075	1.075	1.125 【0.05】
		2.125	2.125	2.175 【0.05】	2.125	2.125	2.175 【0.05】
12月	期末	1.25	1.25	1.25	1.05	1.05	1.05
	勤勉	0.875	0.975 【0.1】	0.925 【0.05】	1.075	1.175 【0.1】	1.125 【0.05】
		2.125	2.225 【0.1】	2.175 【0.05】	2.125	2.225 【0.1】	2.175 【0.05】
計	期末	2.5	2.5	2.5	2.1	2.1	2.1
	勤勉	1.75	1.85 【0.1】	1.85 【0.1】	2.15	2.25 【0.1】	2.25 【0.1】
		4.25	4.35 【0.1】	4.35 【0.1】	4.25	4.35 【0.1】	4.35 【0.1】

【 】内は、現行の支給割合からの増減

太字は、今回の改正内容

※特定幹部職員とは、本庁部次長級の職員

再任用職員

		特定幹部職員（※）以外の職員			特定幹部職員		
		現行	改正後		現行	改正後	
			令和元年度	令和2年度以降		令和元年度	令和2年度以降
6月	期末	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6
	勤勉	0.425	0.425	0.45 【0.025】	0.525	0.525	0.55 【0.025】
		1.125	1.125	1.15 【0.025】	1.125	1.125	1.15 【0.025】
12月	期末	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6
	勤勉	0.425	0.475 【0.05】	0.45 【0.025】	0.525	0.575 【0.05】	0.55 【0.025】
		1.125	1.175 【0.05】	1.15 【0.025】	1.125	1.175 【0.05】	1.15 【0.025】
計	期末	1.4	1.4	1.4	1.2	1.2	1.2
	勤勉	0.85	0.9 【0.05】	0.9 【0.05】	1.05	1.1 【0.05】	1.1 【0.05】
		2.25	2.3 【0.05】	2.3 【0.05】	2.25	2.3 【0.05】	2.3 【0.05】

【 】内は、現行の支給割合からの増減
 太字は、今回の改正内容
 ※特定幹部職員とは、本庁部次長級の職員

任期付研究員・特定任期付職員

		現行	改正後	
			令和元年度	令和2年度以降
期末手当	6月	1.6	1.6	1.625 【0.025】
	12月	1.6	1.65 【0.05】	1.625 【0.025】
		3.2	3.25 【0.05】	3.25 【0.05】

【 】内は、現行の支給割合からの増減

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表
 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧
<p>（初任給調整手当）</p> <p>第九条の二 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内、第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から一年を経過するごとにその額を減じて支給する。</p> <p>一 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額四十一万四千八百円</p> <p>二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額五万八千八百円</p> <p>三・四 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第二十二条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職</p>	<p>（初任給調整手当）</p> <p>第九条の二 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内、第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から一年を経過するごとにその額を減じて支給する。</p> <p>一 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額四十一万四千三百円</p> <p>二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額五万七千七百円</p> <p>三・四 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第二十二条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職</p>

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第二条による改正）

新	<p>（勤務一時間当たりの給与額の算出）</p> <p>第十九条の二 勤務一時間当たりの給与額は、次に掲げる給与の月額合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>一 五 略</p> <p>六 寒冷地手当</p> <p>七 略</p>
---	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十七・五（特定幹部職員にあつては、百分の百十七・五）を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十七・五（特定幹部職員にあつては、百分の五十七・五）を乗じて得た額の総額</p> <p>三 五 略</p> <p>※ 別表第一から別表第六までの給料表の新旧対照表は略</p>

旧	<p>（勤務一時間当たりの給与額の算出）</p> <p>第十九条の二 勤務一時間当たりの給与額は、次に掲げる給与の月額合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>一 五 略</p> <p>六 略</p>
---	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の八十七・五（特定幹部職員にあつては、百分の百七・五）を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十二・五（特定幹部職員にあつては、百分の五十二・五）を乗じて得た額の総額</p> <p>三 五 略</p>

(勤勉手当)

第二十二條 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員との区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

- 一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十二・五（特定幹部職員にあつては、百分の百十二・五）を乗じて得た額の総額
- 二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五（特定幹部職員にあつては、百分の五十五）を乗じて得た額の総額

3 5 略

(勤勉手当)

第二十二條 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員との区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

- 一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十七・五（特定幹部職員にあつては、百分の百十七・五）を乗じて得た額の総額
- 二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十七・五（特定幹部職員にあつては、百分の五十七・五）を乗じて得た額の総額

3 5 略

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正（第三条による改正）

新

(給与に関する特例)

第五条 第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

旧

(給与に関する特例)

第五条 第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 円
1	398,692
2	459,100
3	519,508
4	600,052
5	697,712
6	796,399

2 第三条第二号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第二号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する

号給	給料月額 円
1	332,244
2	368,488
3	396,679

3 6 略

第六条 略
(給与条例の適用除外等)

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第百五十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に

号給	給料月額 円
1	397,962
2	458,412
3	519,171
4	599,819
5	697,605
6	796,399

2 第三条第二号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第二号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する

号給	給料月額 円
1	331,467
2	367,737
3	395,947

3 6 略

第六条 略
(給与条例の適用除外等)

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第百五十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に

規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百六十五」とする。

規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百六十」とする。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正（第四条による改正）

新

旧

（給与条例の適用除外等）

第六条 略

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第五百五十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百六十二・五」とする。

（給与条例の適用除外等）

第六条 略

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第五百五十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百六十五」とする。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第五条による改正）

新

（特定任期付職員の給与に関する特例）

第七条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第一号の地方公営企業に勤務する一般職に属する地方公務員をいう。以下同じ。）である者を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 円
1	376,543
2	424,869
3	475,209
4	536,624
5	612,134
6	714,828
7	835,714

2
5
略

（特定任期付職員の給与条例の適用除外等）

第八条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十一条の三、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十一条の三中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）

旧

（特定任期付職員の給与に関する特例）

第七条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第一号の地方公営企業に勤務する一般職に属する地方公務員をいう。以下同じ。）である者を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 円
1	375,797
2	424,157
3	474,815
4	536,309
5	611,916
6	714,742
7	835,714

2
5
略

（特定任期付職員の給与条例の適用除外等）

第八条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十一条の三、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十一条の三中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）

「一」と、給与条例第十八条の二第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百六十五」とする。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第六条による改正）

新

（特定任期付職員の給与条例の適用除外等）
第八条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十一条の三、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十一条の三中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第十八条の二第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「

「一」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百六十」とする。

旧

（特定任期付職員の給与条例の適用除外等）
第八条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十一条の三、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十一条の三中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第十八条の二第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「

百分の百二十五」とあるのは「百分の百六十二・五」とする。

百分の百二十五」とあるのは「百分の百六十五」とする。

「知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案」について
(議案第 201 号)

令和元年 12 月 2 日

人 事 課

1. 改正内容

一般職の職員の給与改定により、知事、副知事及び常勤の監査委員に対する期末手当の支給月数を引き上げる。

	現 行	改 正 後	
		令和元年度	令和 2 年度以降
6 月	1. 6 0 月	1. 6 0 月	1. 6 2 5 月 (+0. 0 2 5 月)
1 2 月	1. 6 0 月	1. 6 5 月 (+0. 0 5 月)	1. 6 2 5 月 (+0. 0 2 5 月)
年間計	3. 2 0 月	3. 2 5 月 (+0. 0 5 月)	3. 2 5 月 (+0. 0 5 月)

() 内は現行の支給月数との比較

2. 施行期日

- ・ 令和元年度分：公布の日（令和元年 12 月 1 日適用）
- ・ 令和 2 年度以降分：令和 2 年 4 月 1 日

知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
 知事等の給与および旅費に関する条例の一部改正（第一条による改正）

<p>新</p>	<p>(期末手当) 第八条 略</p> <p>2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員 の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条 例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額 の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百二十五」とある のは「百分の百六十五」とする。</p> <p>3・4 略</p>	<p>旧</p>	<p>(期末手当) 第八条 略</p> <p>2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員 の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条 例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額 の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百二十五」とある のは「百分の百六十」とする。</p> <p>3・4 略</p>
<p>新</p>	<p>(期末手当) 第八条 略</p> <p>2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員 の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条 例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額 の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百二十五」とある のは「百分の百六十二・五」とする。</p> <p>3・4 略</p>	<p>旧</p>	<p>(期末手当) 第八条 略</p> <p>2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員 の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条 例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額 の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百二十五」とある のは「百分の百六十五」とする。</p> <p>3・4 略</p>

知事等の給与および旅費に関する条例の一部改正（第二条による改正）

「県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案」について
(議案第199号)

令和元年12月2日

人 事 課

1 改正内容

県議会議員に対する期末手当の支給月数を引き上げる。

	現 行	改 正 後	
		令和元年度	令和2年度以降
6月	1.60月	1.60月	1.625月 (+0.025月)
12月	1.60月	1.65月 (+0.05月)	1.625月 (+0.025月)
年間計	3.20月	3.25月 (+0.05月)	3.25月 (+0.05月)

() 内は現行の支給月数との比較

2 施行期日

- ・令和元年度分：公布の日（令和元年12月1日適用）
- ・令和2年度以降分：令和2年4月1日

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	<p>第一条の二 略</p> <p>2 県議会議員の期末手当の支給に関しては、一般職員の例による。この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の百六十五」とする。</p>
旧	<p>第一条の二 略</p> <p>2 県議会議員の期末手当の支給に関しては、一般職員の例による。この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の百六十」とする。</p>

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	<p>第一条の二 略</p> <p>2 県議会議員の期末手当の支給に関しては、一般職員の例による。この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の百六十二・五」とする。</p>
旧	<p>第一条の二 略</p> <p>2 県議会議員の期末手当の支給に関しては、一般職員の例による。この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の百六十五」とする。</p>

「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」について (議案第 203号)

令和元年 12月 2日
税 務 課

1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律 (平成 31 年法律第 2 号) 及び道路運送車両法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 14 号) による地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 農地中間管理機構の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等について所要の規定の整理を行うこととする。(第 76 条の 5 関係)
- (2) 引用している道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号) の条項等を改めることとする。(第 124 条の 8 及び第 130 条並びに附則第 18 条の 14 及び第 19 条関係)
- (3) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日等

- (1) この条例は、次を除き、地方税法等の一部を改正する法律附則第 1 条第 13 号に掲げる規定の施行の日 (令和 2 年 4 月 1 日) から施行する。
 - ① 2(2)の一部 道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日
 - ② 2(2)の一部 道路運送車両法の一部を改正する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日
 - ③ 2(3) 公布の日
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

秋田県県税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(農地中間管理機構)の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)</p> <p>第七十六条の五 総合県税事務所長は、</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第二条第四項に規定する農地中間管理機構</p> <p>が、農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第七条第一号に掲げる事業(同法第四条第一項に規定する農用地等の貸付けであつてその貸付期間(当該貸付期間のうち延長に係るものを除く。)が五年を超えるものを行うことを目的として当該農用地等を取得するものを除く。以下この項において「農地売買事業」という。)の実施により令第三十九条の五に規定する区域内の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地(開発して農地とすることが適当な土地について開発をした場合には、開発後の農地)をその取得の日から五年以内(同日)から五年以内に、これらの土地について土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業で同項</p> <p>第二号、第三号、第五号又は第七号に掲げるもの(これらの事業に係る調査で国の行政機関の定めた計画に基づくものが行われる場合には、当該調査)が開始された場合において、これらの事業の完了の日として令第三十九条の六に規定する日後一年を経過する日がこれらの土地の取得の日から五年を経過する日後に到来することとなつたときは、当該一年を経過する日までの間に当該農地売買事業の実施により売り渡し、若しくは交換</p>	<p>(農地利用集積円滑化団体等の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)</p> <p>第七十六条の五 総合県税事務所長は、農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第二条第四項に規定する農地中間管理機構(以下この項において「農地利用集積円滑化団体等」という)が、農業経営基盤強化促進法第四条第三項第一号に規定する農地売買等事業又は同法第七条第一号に掲げる事業(それぞれ同法第四条第一項に規定する農用地等の貸付けであつてその貸付期間(当該期間のうち延長に係るものを除く。)が五年を超えるものを行うことを目的として当該農用地等を取得するものを除く。)の</p> <p>実施により令第三十九条の五に規定する区域内の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地(開発して農地とすることが適当な土地について開発をした場合にあつては、開発後の農地)をその取得の日から五年以内(これらの土地の取得の日から五年以内に、これらの土地について土地改良法による土地改良事業で同法</p> <p>第二条第二項第二号、第三号、第五号又は第七号に掲げるもの(これらの事業に係る調査で国の行政機関の定めた計画に基づくものが行われる場合には、当該調査)が開始された場合において、これらの事業の完了の日として令第三十九条の六に規定する日後一年を経過する日がこれらの土地の取得の日から五年を経過する日後に到来することとなつたときは、当該一年を経過する日までの間に当該事業の実施により売り渡し、若しくは交換</p>

し、又は農業経営基盤強化促進法第七条第三号に掲げる事業の実施により現物出資したときは、当該農地中間管理機構によるこれらの土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 総合県税事務所長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から五年以内の期間（当該不動産が同項に規定する土地改良事業に係るものである場合には、同日 から同項に規定する一年を経過する日までの期間）を限つて、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予する。

3 略

(環境性能割の申告納付)

第二百二十四条の八 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第六十条第一項に規定する申告書（以下この条において「申告書」という。）を総合県税事務所に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

一・二 略

三 前二号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の変更記録を受けるべき自動車 当該変更記録を受けるときは、当該変更記録を受けた日から十五日を経過する日（その日前に当該変更記録を受けたときは、当該変更記録の時）

四 略

2 6 略

(種別割の賦課徴収に関する申告の義務等)

し、又は農業経営基盤強化促進法第七条第三号に掲げる事業の実施により現物出資したときは、当該農地利用集積団滑化団体等によるこれらの土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 総合県税事務所長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から五年以内の期間（当該不動産が同項に定める土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に定める一年を経過する日までの期間）を限つて、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予する。

3 略

(環境性能割の申告納付)

第二百二十四条の八 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第六十条第一項に規定する申告書（以下この条において「申告書」という。）を総合県税事務所に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

一・二 略

三 前二号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるときは、当該記入を受けた日から十五日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）

四 略

2 6 略

(種別割の賦課徴収に関する申告の義務等)

第三百三十条 種別割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、申告書を総合県税事務所に提出しなければならない。

一 三 略

四 この項の規定により申告した事項につき変更があり道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の変更記録を受けるべき自動車（前三号に掲げる自動車を除く。）当該変更があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該自動車検査証の変更記録を受けたときは、当該自動車検査証の変更記録の時）

五 略

六 第二百二十四条の規定の適用がある自動車（同条第二項第一号に掲げる自動車を除く。）当該規定の適用を受けるべき事由の発生した日又は当該事由の消滅した日から十五日を経過する日（当該自動車が第一号から第四号までに掲げる自動車であつて、その日前に登録、抹消登録又は自動車検査証の変更記録を受けたときは、当該登録、抹消登録若しくは登録換又は自動車検査証の変更記録の時）

2 種別割の納税義務者が、その納税義務が消滅した場合において、その消滅の理由を登録又は変更記録の原因とした変更登録等、道路運送車両法第十五条若しくは第十六条の規定による登録又は同法第六十七条の規定による自動車検査証の変更記録を受けたときは、前項の規定による申告があつたものとみなす。

3 5 略

附 則

（自動車税の環境性能割の課税標準の特例）

第十八条の十四 略

2 6 略

第三百三十条 種別割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、申告書を総合県税事務所に提出しなければならない。

一 三 略

四 本項の規定により申告した事項につき変更があり道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車（前各号に掲げる自動車を除く。）当該変更があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該自動車検査証の記入を受けたときは、当該自動車検査証の記入の時）

五 略

六 第二百二十四条の規定の適用がある自動車（同条第二項第一号に掲げる自動車を除く。）当該規定の適用を受けるべき事由の発生した日又は当該事由の消滅した日から十五日を経過する日（当該自動車が第一号から第四号までに掲げる自動車であつて、その日前に登録、抹消登録又は自動車検査証の記入を受けたときは、当該登録、抹消登録若しくは登録換又は自動車検査証の記入の時）

2 種別割の納税義務者が、その納税義務が消滅した場合において、その消滅の理由を登録又は記入の原因とした変更登録等、道路運送車両法第十五条若しくは第十六条の規定による登録又は同法第六十七条の規定による自動車検査証の記入を受けたときは、前項の規定による申告があつたものとみなす。

3 5 略

附 則

（自動車税の環境性能割の課税標準の特例）

第十八条の十四 略

2 6 略

- 7 バス等（法附則第十二条の二の十三第四項第一号に規定するバス等をいう。以下この項において同じ。）又は車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この項及び次条第三項第二号において同じ。）が三・五トンを超え八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え二十トン以下のトラックであつて、同法第四十一条第一項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準（法附則第十二条の二の十三第四項第一号に規定する車線逸脱警報装置に係る保安基準をいう。）に適合するものうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（法施行規則附則第四条の十一第十六項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第二百二十四条の四の規定の適用については、当該自動車の取得が令和二年十月三十一日（バス等及び車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックにあつては、令和元年十月三十一日）までに行われたときに限り、同条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。
- 8 略

第十九条 略

- 2 略
- 3 次に掲げる自動車に対する第二百二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車（家用の乗用車等を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（家用の乗用車等にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間

- 7 バス等（法附則第十二条の二の十三第四項第一号に規定するバス等をいう。以下この項において同じ。）又は車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この項及び次条第三項第二号において同じ。）が三・五トンを超え八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え二十トン以下のトラックであつて、同法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準（法附則第十二条の二の十三第四項第一号に規定する車線逸脱警報装置に係る保安基準をいう。）に適合するものうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（法施行規則附則第四条の十一第十六項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第二百二十四条の四の規定の適用については、当該自動車の取得が令和二年十月三十一日（バス等及び車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックにあつては、令和元年十月三十一日）までに行われたときに限り、同条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。
- 8 略

第十九条 略

- 2 略
- 3 次に掲げる自動車に対する第二百二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車（家用の乗用車等を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（家用の乗用車等にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間

に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第二百二十五条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 略

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号において「排出ガス保安基準」という。）で法施行規則附則第五条の二第一項に規定するものに適合するもの又は同法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則第九条の二第三項に規定するもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので法施行規則附則第五条の二第二項に規定するもの

三 略

（表 略）

4 次に掲げる自動車に対する第二百二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車（家用の乗用車等を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（家用の乗用車等にあ

に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第二百二十五条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 略

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号において「排出ガス保安基準」という。）で法施行規則附則第五条の二第一項に規定するものに適合するもの又は同法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則第九条の二第三項に規定するもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので法施行規則附則第五条の二第二項に規定するもの

三 略

（表 略）

4 次に掲げる自動車に対する第二百二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車（家用の乗用車等を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（家用の乗用車等にあ

つては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車は令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第百二十五条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一・二 略

(表 略)

5
略

つては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車は令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第百二十五条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一・二 略

(表 略)

5
略